

アルゼンチン政治情勢（２００８年２月）

２００８年３月作成
在アルゼンチン大使館

Ⅰ．概要

（１）フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、大統領府において、ウルグアイのBotnia社紙パルプ工場問題について協議するため、エントレリオス州のグアレグアイチュ市の環境市民団体代表と会談を行った他、賃上げ問題等について協議するため、亜労働者連盟（CTA）幹部とも会談を行った。他方、キルチネル前大統領は、ペロン党の再建に向けて、ラバーニャ元経済相と協力することで合意し、同合意により一層弱体化した急進党（主流派）も、党再建に向けた動きを見せている。

（２）外交面では、ルーラ伯大統領、モラレス・ポリビア大統領、オビアン・ンゲマ赤道ギニア大統領、Anand Sharmaインド外相、米国議会代表団の議員５名等が亜を訪問した。フェルナンデス大統領、ルーラ大統領及びモラレス大統領の三者会談では、域内のエネルギー問題の解決のための協議が行われたが、合意には至らなかった。また、南米・アラブ諸国外相会合がブエノスアイレスにおいて開催され、３４カ国（アラブ２２カ国、南米１２ヶ国）の外相又はその代理により、「ブエノスアイレス宣言」が採択された。

ⅠⅠ．内政

１．ペロン党の再建に向けた動き

（１）キルチネル前大統領は、ペロン党の再建に向けて、全国のペロン党キルチネル派の州知事、市長、議員等と頻繁に会合を行い、ペロン党の今後の方針等について協議を行うとともに、自身が党首に就任するための支持を取り付けている。

（２）キルチネル前大統領とラバーニャ元経済相の協力合意

（イ）１月３１日及び２月１日、キルチネル前大統領は、大統領官邸において、ラバーニャ元経済相と会合を行い、ラバーニャ元経済相は、党の多様性を許容すること等を条件に、ペロン党を再建するためにキルチネル前大統領に協力することに合意した（注：ラバーニャ元経済相は、ドウアルデ政権下で経済相に就任し、キルチネル政権発足後も経済相として留任したが、キルチネル大統領（当時）との対立が原因で、２００５年１０月の議会選挙後に行われた内閣改造で更迭された。昨年１０月の大統領選挙では、与党に対抗するために、自身の支持者を集め、会派「前進する国家のための連合」を結成し、急進党主流派のモラレス急進党党首とともに出馬したが、第３位（得票率約１７％）に終わった経緯がある）。

（ロ）同合意に関し、キルチネル前大統領は、「党内の異なる意見を許容し、多様性を尊重した、中道進歩主義政党として、ペロン党を再建する必要がある点でラバーニャ元経済相と意見が一致した。右派や自由主義を再統合することも視野に入れている」旨述べた。

（ハ）他方、ラバーニャ元経済相は、「多様性をベースにペロン党を救うことで（キルチネル前大統領と）意見が一致した。キルチネル前大統領やフェルナンデス大統領は、

(ペロン党の) 多数派を代表しているが、自分が昨年10月の大統領選挙で代表したグループは、少数派の一つである」旨述べた。

(二) 一方、モラレス急進党党首は、「(ラバーニャ元経済相の決定は、) 見苦しく、哀れである。約3百万人の有権者は、権力の濫用を防ぐために、制度的質の向上を求め、我々に投票したのである。ラバーニャ元経済相は、自らが非難していた(与党ペロン党による) 反対派の取り込みという罠に落ちたのである」旨述べた。

(3) 22日、ペロン党ブエノスアイレス州支部の党大会が開催され、全会一致で、シオリ州知事を筆頭とする党代議員リストを作成することを決定し、また、党首就任を目指すキルチネル前大統領への支持を表明した。

(4) また、26日、ペロン党ブエノスアイレス市支部の党大会が開催され、全会一致で、党首候補としてキルチネル前大統領を支持することを決定した。

2. 急進党の再建に向けた動き

(1) キルチネル前大統領とラバーニャ元経済相の協力合意により、一層弱体化した急進党(主流派)は、5日にキルチネル派を含む全党員を再統合し、急進党執行部の再選挙を実施する等の党内改革を行うだろう旨述べていたが、13日、急進党執行部は、政府の反対勢力として急進党を再建する旨発表した。

(2) 具体的な動きとして、4月1日から約4ヶ月間、全国の急進党支部において、実質的な党員再登録手続きが開始され、同期間中に登録する党員は、急進党が政府から独立かつ自立し、反対勢力であるとの党の考えに賛同しなければならない。

3. 国家再建党の最近の動き

(1) ロペス・ムルフィー元大統領候補は、昨年10月の大統領選挙で約1.5%の票しか獲得できず惨敗したことから、同選挙後、国家再建党の党首を辞任する旨発表し、昨年11月20日に、党執行部に対し、党首辞任の要請を行った。後に、党執行部は右を承諾し、現在、パブロ・トネリ下院議員が党首代理を務めている。

(2) 23日、ブエノスアイレス州ビンセンテ・ロペス市において、全国の約200名の党員が会合し、4月6日に開催される予定の党執行部会合に向けて、今後の党の方針等について協議を行い、大多数の党員は、国家再建党と変革党(マクリ・ブエノスアイレス市長が党首)で形成する統一会派(共和国提案)を強化することを支持した。

4. フェルナンデス大統領と亜労働者連盟(CTA)幹部の会談

(1) 7日、フェルナンデス大統領は、大統領府において、ウゴ・ジャスキーCTA書記長(亜教育労働者同盟書記長)をはじめとするCTA幹部と会談を行った。同会談の中で、CTA側は、CTAに組合法人格を認め、上限なしで賃上げ交渉に応じることを求めた。

(2) 同会談後、CTAは、「政府は、CTAに組合法人格を与える意思も、上限なしで賃上げ交渉に応じる意思も有していない。我々にそういうサインも答えもくれなかった」

旨述べ、不満を露わにした。

5. ブエノスアイレス市政府による新交通法案の可決

(1) 7日、ブエノスアイレス市議会において、交通違反の点数制度を採用した運転手永久評価システム（SEPC）の創設に関する法案が可決・成立した。

なお、市民に同システムの浸透を図るため、促進キャンペーンが約半年間実施され、同法が官報に掲載（3月6日に掲載）されてから180日後に、同法が発効する。

(2) 同法は、交通事故の発生率の減少を目的とし、ブエノスアイレス市発行の運転免許保持者が、市内で交通違反を犯した際に、持ち点20点から違反行為の種別及び程度に応じて点数が差し引かれる制度（例えば、20点減点：公道でのカーレースの参加、企画、実施等。10点減点：飲酒・ドラッグ運転、速度の大幅超過等。5点減点：運転中の携帯電話使用、信号無視、速度超過等。2点減点：シートベルト不着用等）が採用されている。但し、如何なる違反行為においても、減点とは別に罰金が課せられる。

また、持ち点が0点に達した場合、交通教育のコースを受講しないのであれば、60日間の免許停止措置を受ける。免許停止期間が経過した後、再び20点が割り当てられるが、2度目に0点に達した場合には6ヶ月間の免許停止措置、3度目は2年間の免許停止措置、4度目以降は5年間の免許停止措置を受ける。なお、同システムの実施開始から1年後、全ての運転免許保持者に再び20点が割り当てられ、2年毎に減点は失効する。

6. フェルナンデス大統領とグアレグアイチユ市・環境市民団体の会談（ウルグアイの紙パルプ工場問題）

(1) 14日、フェルナンデス大統領は、大統領府において、ウルグアイのBotnia社紙パルプ工場問題について協議するため、エントレリオス州のグアレグアイチユ市の環境市民団体の代表5名と会談を行った。

(2) 同会談の中で、グアレグアイチユ市の環境市民団体の代表は、Botnia社紙パルプ工場の移転等7項目の要求から成る文書をフェルナンデス大統領に手交した。

(3) これに対して、フェルナンデス大統領は、Botnia社紙パルプ工場の問題は、国家的問題であるとして、環境市民団体の主張を支持するだろう旨述べるとともに、同市民団体に対して、ウルグアイとの国境の道路封鎖には反対であるが、道路封鎖の解除は要請しないだろう旨述べた。なお、フェルナンデス大統領は、9日、同市民団体が、本件に関するハーグ国際司法裁判所の判決を受け入れるべきであり、不利な判決が出た場合に同判決を拒否するのはばかげている旨述べていたが、同会談の中では、ハーグ国際司法裁判所で係争中の裁判についての言及は行わなかった。

7. 軍政期の人権侵害

(1) 25日、コルドバ州アスコチンガ地区の空軍所有のホテルの広場において、同日に軍政期（1976～83年）に乳児誘拐等に関与した疑いで取り調べを受ける予定であったパウル・アルベルト・ナボネ退役中佐が、自身のこめかみを撃ち、自殺している

のが発見された。

(2) 26日、「5月広場の祖母達」等の人権擁護団体は、取り調べ当日に、空軍所有のホテルの広場において自殺したとされるナボネ退役中佐の死因について疑問を呈し、亜司法当局に対し、本件を調査するよう要請した。

(3) 同日、ドゥアルデ人権長官は、ナボネ退役中佐の死について、「自殺以外の他の要因を考える余地はない。まだ解剖も行われていないので、裁判に持ち込むことは考えていない」旨述べた。

他方、同日、フェルナンデス司法相は、「(今年1日10日に拘置所で毒殺されたと見られている) フェブレス元水上警察警視の死は、自殺によるものではないと確信している。しかし、確固たる証拠はないので、司法に委ねなければならない。(本件に関しても、) 死因を証明できるのは、鑑識だけである」旨述べた。

III. 外交

1. 在亜イスラエル大使館及びイスラエル共済組合 (AMIA) 会館爆破事件

(1) AMIA 爆破事件の首謀者の死

(イ) 12日、イスラエル共済組合 (AMIA) 会館爆破事件 (注: 1994年7月18日、ブエノスアイレス市内にある AMIA 本部が爆破され、死者85名、負傷者約300名を出したテロ事件) の首謀者と見られ、国際指名手配要請が出ているヒズボラのリーダー Imad Moughnieh (レバノン人) が、シリアの首都ダマスカスにおいて、車爆弾により暗殺される事件が発生した。

(ロ) これを受けて、13日、本件を担当するニスマン検察官は、「彼の死は、(本件に関する) 調査を困難にはしない。しかしながら、本件の首謀者がもう裁かれることはないことを遺憾に思う」旨述べた。

また、14日、ニスマン検察官は、インターポール及びシリアに対して、Imad Moughnieh の死に関する報告書を要請した。

(2) イランに対する賠償金支払い要請

(イ) 26日、米国の Huelle 判事は、イラン政府に対し、1992年の在亜イスラエル大使館爆破事件 (注: 1992年3月7日、ブエノスアイレス市内の在亜イスラエル大使館が爆破され、死者29名、負傷者約240名を出したテロ事件) の被害者の一人、David Ben Rafael の遺族に33百万ドルの賠償金を支払うよう命じた。

(ロ) 27日、米国での上記判決を受けて、AMIA 爆破事件の生存者が、亜裁判所に対し、イラン政府に1百万ドルの賠償金の支払いを命じるよう要請した。

(ハ) 一方、27日、Baharvand 当地イラン大使館臨時代理大使は、「米国の判事が、世界のあらゆる攻撃で、イランに賠償金支払いを命じるのは初めてのことでない。我々は、米国の司法を、信頼できるとも、公正であるとも思っていない。政治的な理由で動いており、ブッシュ大統領の政治キャンペーンの一つである」、「(米国における今次判決は、) 正当な判決とは言えず、証拠もない。イランに制裁を課することが唯一の目的である」旨述べた。

2. インド

(1) 7～8日、Anand Sharmaインド外相が亜を訪問し、7日、タイアナ外相と会談を行った。同会談において、両外相は、二国間関係が素晴らしい状態にあることを強調するとともに、更なる関係強化に向けた両政府の意志を再確認し、また、より効果的な協力を促進することを目指し、二国間関係の進捗状況及び将来の見通し等について評価を行った。

Sharmaインド外相は、タイアナ外相に対して、フェルナンデス大統領の日程が許す時にインドを訪問するよう、インド政府の訪問招請の意向を改めて伝え、両国が構築している二国間関係の成長を更に強化するためには、首脳レベルの会談を持つことが重要である旨強調した。

(2) 7日午後、タイアナ外相及びSharmaインド外相は、在亜インド大使館事務所のブエノスアイレス市プエルト・マデロ地区への移転を祝う式典に出席した

(3) 8日午前、亜外務省別館サン・マルティン宮殿において、第6回亜・インド二国間政策協議会合が開催され（両国外相等が出席）、両国代表団は、経済・貿易、科学技術、農業、工業分野における二国間協力についてレビューした他、それぞれの地域情勢に関する情報交換、及び国連改革、軍縮・核不拡散、人権等の両国が関心を有しているグローバルな問題について協議を行った。

3. 赤道ギニア

(1) 12～14日、オビアン・ンゲマ赤道ギニア大統領が亜を訪問し、13日午後、大統領府において、フェルナンデス大統領と会談を行った。同会談後、オビアン・ンゲマ大統領は、亜議会を訪れ、亜議員と会談し、その後、亜外務省別館サン・マルティン宮殿において、歓迎夕食会に出席した。

(2) フェルナンデス大統領及びオビアン・ンゲマ赤道ギニア大統領は、同会談において、経済、エネルギー、文化、教育、科学技術等の分野における複数の覚書に署名した。

(3) フェルナンデス大統領は、覚書署名後の演説の中で、「我々が署名した覚書は、我々の強みのある経済の補完的な関係を強化させ、（メルコスールの）メンバーと同様に、複雑なアフリカ大陸の中で、今回はサブサハラ・アフリカ地域に亜が進出することを意味する」、「亜の再工業化の第2プロセスにおいて、石油やガス等は必要不可欠な要素であるが、貴国（赤道ギニア）は豊富な炭化水素資源を有している」旨述べた。

他方、フェルナンデス大統領は、「2002年の国連決議においても非難されている、赤道ギニアの人権状況に深い懸念を表明せざるを得ない」、「署名した全ての覚書の中で最も重要なのは、亜の国家政策における主軸の一つであるグッド・ガバナンス及び人権における協力である」旨述べた。

(4) 1979年のクーデターにより発足したオビアン・ンゲマ政権（2002年より4期目）は、反体制派等への人権侵害が問題視されており、当地マスコミ及び野党等の国内からは、オビアン・ンゲマ大統領を亜政府が受け入れたことに対して疑問を呈する

声が続出した。野党の関係者からは、「我々が、議会において、重大犯罪で告発されている独裁者を讃えることは許し難い」、「外交政策とは、倫理と人権によって導かれるものであり、石油によって導かれるべきではない」等の厳しい批判がなされた。

4. 南米・アラブ諸国外相会合

(1) 南米・アラブ諸国外相会合の概要

(イ) 20～21日、亜ブエノスアイレスにおいて、南米・アラブ諸国外相会合が開催され、34カ国（アラブ22カ国、南米12ヶ国）の外相又はその代理による協議の結果、21日、67項目から成る「ブエノスアイレス宣言」が採択された。

(ロ) 「ブエノスアイレス宣言」の主なポイントは、以下のとおり。

(i) あらゆる形態のテロリズムを非難するとともに、テロリズムと国民、宗教、民族グループ、或いは特定の文化との如何なる関係も拒否する。また、テロリズムの予防及びその戦いにおいて、両地域間で協力を強化することを決定する。

(ii) 国連が、より効率的かつ民主的に機能するように、国連総会、安全保障理事会及び経済社会理事会を含めた国連の包括的な改革の重要性を強調する。

(iii) 国連における多数の関連決議に従い、マルビーナス（フォークランド）諸島の主権問題の公正かつ平和的、恒久的な解決が可能な限り早期に図られるよう、亜及び英国に交渉再開を呼びかける。

(iv) 他国による違法な占領を拒否することを再確認し、国際法の原則及び国際人道法に従い、国家及び国民が他国による占領に抵抗する権利を有していることを確認する。

(v) イスラエルに対し、1967年6月4日時点の国境線まで、全てのアラブ領土からの撤退、また、分離壁及び全ての居住地の撤去を求める、国連安全保障理事会及び国連総会等の関連決議に基づき、アラブ及びイスラエル紛争の公正かつ恒久的、包括的な解決のための和平プロセスの再開に向け、従来からの努力を強化する必要性を再確認する。

(vi) イラクの団結、自由、主権及び独立の必要性、並びに内政不干渉の権利を再確認し、自らの将来を自由に決定できるようイラク国民の意思を尊重し、イラク国民に対するあらゆるテロ及び暴力行為を断固として非難する。

(vii) 中東における地域的安全及び安定は、核兵器及びその他の大量破壊兵器の全面的排除を要することを再確認する。

(viii) 国連憲章及び国際法の原則を遵守し、国家は、自国の法律及び開発政策に従い、自国の資源を開発する権利を有するので、ベネズエラ、或いはその他の国の経済・社会開発及び南の国々への協力を影響を及ぼし得る如何なる脅迫的行為も非難する。

(ix) 気候変動に関する国際連合枠組条約及び京都議定書の目標を達成するためのコミットメントを再確認する。

(x) 文化、宗教及び文明の多様性を尊重する必要性を表明するとともに、信仰の自由が基本的人権の一つであることを強調する。

(xi) 2008年第4四半期にドーハで、第2回南米・アラブ諸国首脳会合を主催するカタールのイニシアティブに感謝する。

(2) フェルナンデス大統領とアラブ諸国外相等の会談

(イ) 21日、南米・アラブ諸国外相会合に先立ち、22カ国のアラブ諸国の外相又はその代理は、亜大統領府において、フェルナンデス大統領と会談を行った。

(ロ) 同会談の中で、アラブ諸国の外相等は、フェルナンデス大統領に対して、亜が、イスラエルのパレスチナ占領を終結させるために、アラブ諸国が国連に対して行っている要請を支持するよう、また、マルチの場で行われる決定を尊重するよう求めた。

(ハ) 他方、フェルナンデス大統領は、(中東地域の) 和平が進展することを期待する旨述べ、国連が紛争を協議するための場である旨強調した他、「我々に共通することは、世界がより均衡の取れたものになるように、我々全てがマルチラテラリズムを切望していることである」旨述べた。

5. 米国

(1) アントニーニ事件を巡って陰悪化していた亜米関係について、両国において、関係改善に向けた動きが見られる中、21日、エクアドル及びボリビア訪問を終えた米国議会代表団の議員5名が亜を訪問し、タイアナ外相と会談を行った後、大統領府において、フェルナンデス大統領と一時間半に亘り会談を行った。

(2) 同会談において、フェルナンデス大統領及び米国議会代表団は、二国間関係、亜の対外債務問題、アントニーニ事件を巡る問題、イスラエル共済組合(AMIA)会館爆破事件、米国大統領選挙の動向等について話し合った。

(3) 同会談後、米国議会代表団は記者会見を開き、同代表団を率いるEngel民主党議員は、「フェルナンデス大統領との会談は、素晴らしいものであった。重要なことは、フェルナンデス大統領が米国と緊密かつ良好な関係を有したいと明言したことである」旨述べるとともに、我々の今次訪亜は、二国間関係の強化に資するために実現したものである旨強調した。

(4) 同記者会見後、米国議会代表団は、ルストー経済相と会談を行った。米国議会代表団は、ルストー経済相に対して、米国の亜債権保有者との間で懸案となっている残存民間債務問題を解決するよう求めたが、前向きな回答は得られなかったようである。

6. ブラジル

(1) 21~23日、ルーラ伯大統領が亜を公式訪問し、22日、大統領府において、フェルナンデス大統領と会談を行い、二国間関係等について協議した。その後、両大統領は、共同宣言及び宇宙、エネルギー、科学、運輸等の分野における17の二国間合意に署名した。

(2) 二国間合意の主なテーマは、以下のとおり。

(イ) マクロ経済分野における協力、WTOの課題に関する協議、二国間の貿易統合に関する協議、現地通貨(亜ペソ及び伯レアル)による二国間貿易決済システム、伯国立開発銀行(BNDES)と亜ラ・ナシオン銀行間の協力

(ロ) 宇宙分野における協力、海洋観測のための亜伯共同人工衛星

(ハ) ナノテクノロジーに係る二国間機構、新たなエネルギー・プログラム、エネルギー・輸送及びインフラ・核協力に関する小委員会、ガラビ水力発電所及びその他の水力発電所、亜伯電力の相互連結、再ガス化における協力

(ニ) ウルグアイ川における新たな橋梁、亜パソデロスリブレス市と伯ウルグアジャーナ市間の橋梁、鉄道の統合

(ホ) Gaucho（軍事用重武装車両）の共同生産、航空分野における協力

(ヘ) 亜伯バイオ薬品技術に係る二国間企業の創設プロジェクト

(3) 共同宣言の概要は以下のとおり。

(イ) 両大統領は、両国政府が、人権及び基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存の原則を擁護することへのコミットメントを強調し、不干渉及び国際法の尊重が、両国の外交政策の基本原則であることを確認した。

(ロ) 両大統領は、メルコスールの強化への確固たるコミットメントを再確認し、次回の第3回首脳会合において創設協定が署名される予定の南米諸国連合(UNASUR)の創設に向けた進捗に満足の意を表した。

(ハ) 両大統領は、亜伯戦略的パートナーシップの深化に向けて、統合メカニズム及び二国間協力の枠組みの中で、今次第一回会合が実現したことを強調するとともに、2008年9月8日に、ブラジルにおいて、第2回二国間首脳会合を開催することに合意した。

7. 亜・伯・ボリビア大統領の三者会談

(1) 23日、フェルナンデス大統領は、ブエノスアイレスにおいて、ルーラ伯大統領及びモラレス・ボリビア大統領と会談し、域内のエネルギー問題の解決のため協議を行ったが、合意には至らなかった。

(2) 亜では今年の冬も深刻なエネルギー不足が予想されることから、フェルナンデス大統領は、ルーラ大統領に対して、ボリビアからブラジルに輸出されている3千万立米／日の天然ガスの内、数百万立米／日を亜に譲渡してくれるよう申し入れた。しかし、ルーラ大統領は右を拒否し、代わりに200メガワット時の電力を亜に輸出する用意があることを代案として示した。また、モラレス大統領は、投資不足により、今年の冬に伯・亜への天然ガス供給量を増やすことはできない旨改めて述べた。

(注：亜は、ボリビアとの協定により、現在最大770万立米／日の天然ガスを同国から購入できることになっているが、ボリビアにおける天然ガス生産が追いつかず、ボリビアから亜に実際に輸出されている天然ガスは約3百万立米／日となっている。)

(3) また、同会談において、エネルギー部門の生産及びインフラ改善のためのよりよい選択を模索する目的で、調整者グループが設立され、10日後にラパスにおいて同グループの会合を開く旨決定された。

8. 要人往来

(1) 来訪

2月7－8日	Anand Sharmaインド外相（タイアナ外相との会談等）
2月12－14日	オビアン・ンゲマ赤道ギニア大統領（フェルナンデス大統領との会談）
2月19日	マドゥーロ・ベネズエラ外相（タイアナ外相等との会談）
2月20－21日	南米・アラブ諸国外相会合（於：ブエノスアイレス）
2月21日	米国議会代表団の議員5名（フェルナンデス大統領との会談等）
2月21－23日	ルーラ伯大統領（フェルナンデス大統領等との会談）
2月23日	モラレス・ボリビア大統領（フェルナンデス大統領及びルーラ伯大統領との三者会談）

（2）往訪

2月7日	デビード公共事業相のエクアドル訪問（チリボガ鉱山・石油大臣等との会談）
2月11－12日	デビード公共事業相のベネズエラ訪問（チャベス大統領等との会談）